

(別紙)

都市計画法施行令等の一部を改正する政令案についての
意見募集の結果について

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	土砂災害防止法もこの一連の改正に関連があるのではないのでしょうか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「土砂法施行令」という。）第6条は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第2項に基づく開発許可の対象となる施設を規定しております。今般創設された「乳児等通園支援事業」の用に供する施設は、土砂施行令第6条第1号の「その他これらに類する施設」に該当し、開発許可の対象となります。
2	乳児等通園支援事業を実施する施設の安全性等の確保に関する規定を整備する法令、政令がないことを理解しました。よって、都市計画法施行令等の一部を改正することに異存はありません。	賛成意見として承ります。